

第2期板橋区障がい者活躍推進計画（概要）

策定趣旨

区では、令和2年8月に策定した「板橋区障がい者活躍推進計画」（以下「計画」）に基づき、障がい者雇用や環境整備などの積極的な取組を行ってきた。

この度、現計画期間が終了することに伴い、これまでの成果と課題を踏まえつつ、さらなる障がい者雇用率の向上や障がいのある職員が活躍できる職場づくりの推進などに向けて、第2期計画を策定する。

第2期計画では、法定雇用率の引き上げを見据えながら、計画的な雇用に取り組むとともに、引き続き、障がいのある職員一人ひとりが自分の能力を最大限に発揮できる職場づくりや、障がいの種別を問わず安心して安定的に働くことができる環境の整備などに取り組んでいく。

計画の位置付け

障害者の雇用の促進等に関する法律第7条の3第1項に定める「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画」とする。

計画期間

令和6年度～8年度（3年間）

取組目標

採用

障がい者雇用率2.8%以上
（法定雇用率以上）※令和8年6月1日時点

定着

採用後1年間の定着率100%

満足度

満足度90%以上
（障がいのある職員を対象とした満足度アンケート「現在働いていること」「現在の仕事内容」に対する満足・やや満足の割合）

主な取組内容

障がい者の活躍を推進する体制整備

- ・ 障害者雇用推進者・障害者職業生活相談員の選任
- ・ 障がい者活躍推進チームの設置 など

障がいのある職員の活躍の基本となる職務の選定・創出

- ・ 所属長の面談などによる業務把握・分担見直し
- ・ チャレンジ就労（障がいのある会計年度任用職員）の推進・拡大を目的に新設した職場の効果的な運営 など

障がいのある職員の活躍を推進するための環境整備・人事管理

- ・ テレワークや時差勤務などの多様で柔軟な働き方の推進
- ・ 採用前面談による配慮事項などの確認・共有 など